

## 第33回大阪市男女共同参画審議会会議録

日 時 平成29年10月6日（金） 13時30分～15時

会 場 大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

出席者 《審議会委員》（五十音順）

川口会長

東委員、伊藤委員、出水委員、川嶋委員、金子委員、渋谷委員

友田委員、西委員、則清委員、鱈谷委員、朴木委員、前田委員

《大阪市》

市民局理事、女性活躍促進担当部長、男女共同参画課長

女性活躍促進担当課長、男女共同参画課長代理

- 議 題 （１）大阪市男女共同参画基本計画～第２次大阪市男女きらめき計画～について  
（２）計画の取り組み状況の評価について  
（３）その他

### ○ 事務局（松村課長代理）

そうしましたら、定刻を少し過ぎておりますので、ただいまより第33回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は、大変お忙しい中、ご出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず、開催に当たりまして、吉村市民局理事からご挨拶を申し上げます。

### ○事務局（吉村理事）

市民局理事の吉村でございます。委員の皆様には何かとお忙しい中、本日の審議会に出席を賜りましてまことにありがとうございます。平素より本市の男女共同参画施策はもとより、市政の各般にわたりまして格別のご高配を賜っておりますことをこの場をおかりし厚くお礼申し上げます。

今日の審議会でございますが、委員の皆様には、この８月に就任いただいて初めての開催ということでございます。改めまして、委員の皆様には本審議会の委員としてご就任いただきましたことを心よりお礼申し上げます。また、今後の審議会運営に当たりまして、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本審議会の調査審議事項でございますが、大阪市男女共同参画推進条例に基づきまして、基本計画の策定や変更、また男女共同参画施策の推進に係る事項についてご意見を頂戴することになっております。

基本計画につきましては、平成29年１月、今年の１月でございますが、本審議会の答申もいただきまして、第２次の大阪市男女共同参画基本計画を策定したところでございます。したがって、当面、本審議会におきましては計画に基づき取組が着実に進みますように施策の推進に関しましてご意見を頂戴することになります。

基本計画についてでございますが、第2次の基本計画といたしましては、平成28年度から32年度の間、5年間の基本計画といたしております。男女が性別に関係なく、その個性、能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、従来より実施しております男女共同参画施策と、この間、大阪市として力を入れて実施しております女性の活躍促進の施策を一体的、総合的に取り組むことといたしております。また、計画の重点的な取組みといたしましても女性の活躍の促進をテーマに5つの取組を打ち出しているところでございます。

本日は、計画の概要と、重点的取組みの平成29年度の取組状況につきましてご説明申し上げたいと思っております。また、計画の推進を図りますため、PDCAサイクルの徹底を図ることといたしております。平成28年度、計画初年度の取組状況について取りまとめましたので、委員皆様に外部の視点で検証、評価を行っていただきまして、頂戴した意見を今後の施策の展開に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

つきましては、本日委員皆様におかれましては、男女共同参画社会の実現に向けまして施策が効果的に進みますよう、それぞれのお立場か忌憚（きたん）のないご意見を賜りますことを、重ねてお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

#### ○ 事務局（松村課長代理）

本日は、委員の皆様方におかれましてはご就任後初めての審議会でありますので、私の方から最初に各委員をご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、五十音順でお名前をお読みいたしますので、お配りしておりますお手元の委員名簿をご覧ください。

東憲一様でございます。

出水眞由美様でございます。

伊藤みどり様でございます。

川口章様でございます。

川嶋広稔様でございます。

金子恵美様でございます。

佐藤友美子様は少し遅れておられます。

渋谷元宏様でございます。

友田尋子様でございます。

西規允様でございます。

則清ナヲミ様でございます。

鱧谷貴様でございます。

朴木佳緒留様でございます。

前田葉子様でございます。

本日、森田雅也様はご欠席となっております。

それでは、引き続きまして本市出席者をご紹介いたします。

先ほどご挨拶申し上げました吉村市民局理事でございます。

萩女性活躍促進担当部長でございます。

中谷男女共同参画課長でございます。

西中女性活躍促進担当課長でございます。

私、松村男女共同参画課長代理でございます。よろしくお願いします。

本審議会につきましては、審議会の設置及び運営に関する指針によりまして公開とさせていただきます。また、個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成いたしましてホームページ上に公表することをご了承願います。

本日は傍聴者がおられます。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領をご遵守くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、会長、会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

まず、会長の選出でございますが、お手元にお配りしております大阪市男女共同参画審議会規則をご覧ください。規則第2条に定められておりますように、会長は委員の互選により選出することとなっております。委員の皆様方に当審議会の会長を選出していただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○ 前田委員

前田でございます。僭越でございますが、発言させていただきます。

多賀前審議会会長におかれましては退任をされておられます。そこで、川口委員さんにおかれましては、これまで2期にわたり審議会委員を務めてこられ、大阪市の男女共同参画施策をよくご存じでございます。つきましては、川口委員にご苦勞をおかけいたしますが、会長をお願いしてはいかがでございますでしょうか。

○ 事務局（松村課長代理）

ただいま川口委員をご推薦する声がありました。皆様、いかがでしょうか。（拍手）

それでは、皆様方のご賛同によりまして、川口委員が本審議会の会長に選出されました。

それでは、会長席の方にお移りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、川口会長からご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただいまご指名いただきました川口でございます。

私よりほかに適任の方、たくさんいらっしゃるんですけども、年功序列の慣例で私が指名されたものと思います。1期2年、会長を務めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○ 事務局（松村課長代理）

続きまして、会長代理につきましては、同じく大阪市男女共同参画審議会規則第2条において、会長が指名することとなっておりますので、川口会長からご指名いただきたいと存じます。

○ 川口会長

それでは、会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、私の隣におられます渋谷委員をお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。（拍手）

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（松村課長代理）

それでは、渋谷会長代理よりご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長代理

改めまして、渋谷です。よろしくお願いいたします。若輩者ですので、どこまでお役に立てるかわかりませんが、会長をできる限りサポートさせていただきたいと思っております。私、出身は弁護士なんですけれども、弁護士界は、外では偉そうなことを言っておりますが、実は行政や会社や企業さんと比べますと、周回遅れで男女共同参画が遅れている社会です。そんなところから出てきているものですから、ぜひこの機会に私も勉強させてもらいたいと、そういうつもりで務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（松村課長代理）

ありがとうございました。

それでは、これより川口会長に議事進行をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

それでは、議事を進めてまいります。

次第をご覧くださいまして、議事の1、大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～について、その（1）計画概要について、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 事務局（中谷課長）

男女共同参画課長の中谷でございます。失礼して着席のままご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大阪市男女共同参画基本計画の概要についてご説明いたします。

お手元の資料の中で、資料2、緑色のパンフレットをご覧ください。

1ページめくっていただきまして、右側3ページの計画の性格についてですが、この計画は、大阪市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する基本計画として策定しております。また、女性活躍促進法に基づく市町村推進計画、DV防止法に基づく基本計画としても位置づけているところでございます。

その次、計画の期間といたしましては平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

この計画のめざすべき目標といたしまして、左側2ページの下段に大阪市がめざすべき男女共同参画社会として、3つの社会を掲げております。

1番目が「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる社会」、2番目として「男女の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会」、3番目として「男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保され、かつ、共に責任を担うことができる社会」です。この3つの社会をめざす計画としております。

次に、4ページをご覧ください。

今ご説明いたしました3つの目指す社会に対応する計画の柱立てとして、4ページ一番左端になりますが、3本の施策分野を設定しております。

1 番が「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、2 番が「安全で安心な暮らしの支援」、3 番が「男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備」としております。

この施策分野ごとに計画の最終年度であります平成32年度までにどこまでの成果を達成するかということで、成果指標を掲げております。それぞれの施策分野における具体的な取組みを実施することによりまして実現をめざす達成水準を示して、計画の進捗を管理してまいります。

この施策分野に対応する基本的方向といたしまして、1 から10まで10個の基本的方向を掲げております。5 ページ以降にその内容を記載しておりますので、順に簡単にご説明いたします。それぞれの基本的方向に対応する成果指標もあわせて記載しておりますので、ご覧ください。

では、6 ページをご覧くださいませでしょうか。

6 ページ、基本的方向1 として雇用等における女性の活躍促進と両立支援というものを掲げております。仕事と家庭の両立支援、女性の活躍に取り組む企業への支援などに取り組んでおります。

その次が7 ページです。基本的方向2 として地域における女性の活躍促進では、女性の地域活動への参加促進のための環境づくりなどに取り組んでおります。

基本的方向3、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大では、企業や地域活動における方針決定過程への女性の参加の促進、市政推進における女性の参画拡大に取り組んでおります。

それでは、めくっていただきまして9 ページをご覧ください。

基本的方向4、女性に対するあらゆる暴力の根絶では、女性に対する暴力の予防と根絶のための基礎づくり、DV被害者の自立支援に取り組んでおります。

次に、10 ページをご覧ください。

生涯を通じた健康支援では、女性の健康保持増進や男女の健康を脅かす問題についての対策の推進に取り組んでおります。

基本的方向6、困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援では、生活上の困難を抱える女性等への自立支援、高齢者、障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備に取り組んでおります。

次は12 ページをご覧ください。

基本的方向7、男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備では、育児、介護の支援基盤の整備や相談体制の充実などに取り組んでおります。

12 ページから13 ページにかけてですが、基本的方向8、男女共同参画を推進する教育、啓発の充実では、男女平等、男女共同参画の機会促進など啓発や情報発信に取り組んでおります。

基本的方向9、男女共同参画の視点に立った防災・減災対策では、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進に取り組んでおります。

基本的方向10、国際社会と協調した取組みの推進では、国際的取組みの情報発信に取り組んでいきます。

1 枚めくっていただきまして、14、15 ページですけれども、こちらはこれらの計画の中で重点的な取組みといたしまして、特に女性の活躍促進をテーマとして設定いたしまして、集中的、効果的に推進することとしております。

1 番目が女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援、2 番目が女性の就業支援、3 番目が正規で活躍する女性の支援、4 番目が保育サービスの充実、5 番目が仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進となっております。

以上が計画の概要でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問ございますか。

よろしいですか。特にないようでしたら、次、（２）に進みたいと思います。

重点的取組に係る平成29年度の主な取組内容について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（西中課長）

市民局女性活躍促進担当課長の西中でございます。座って説明させていただきます。

資料3の方をご覧ください。

重点的取組に係る平成29年度の主な取組についてということでございます。

今、説明ありましたように、重点的取組については5点取組を進めるということにしておりまして、まず、女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業への支援についてでございます。

主な取組は、意欲ある中小企業をチャレンジ企業として認証して企業の女性活躍の取組を支援することとしております。これまで、平成26年10月から取り組んでまいりました女性活躍リーディングカンパニーにつきまして、資料6の方を少しご覧ください。リーディングカンパニー認証の概要につきましてはこちらでご確認いただけます。現状では資料6につけておりますチラシ、1枚めくっていただきましたチラシの裏面、認証基準と書いてあるものに基づきまして認証の方を行っております。29年度につきましては、認証を拡充いたしまして、女性活躍促進の取組を始めている初期段階の意欲ある中小企業を対象に、チャレンジ企業として申請に基づきまして認証、PRを行いますとともに、アドバイザーを派遣してコンサルティングを行うなど、積極的に取り組めるよう支援していくこととしております。3枚目のチャレンジ企業として認証していますというもののチラシ、また後ほどご参照いただければと思います。

その認証の基準につきましては、概ね先ほど見ていただきましたファーストステージ、セカンドステージを通じまして3つの項目に該当することとしております。現在、8月から募集を開始しておりまして、現在4件の認証を行ってきたところでございます。

資料3に戻っていただきまして、2番の女性の就業支援についてということでございます。

主な取組としましては、働く意欲のある女性の就労をトータルサポートしていくことと考えております。29年度につきましては、28年度から実施しております若者・女性の就労トータルサポート事業などを引き続き実施することとしております。

ワンストップの総合相談事業は、しごと情報ひろばなど相談窓口におきまして自分の適性に合った仕事選びに向けまして求職者のニーズ、状況に応じた相談、カウンセリング、マッチング、就職後の職場定着までワンストップで切れ目なく総合的に支援しております。

大阪市しごと情報ひろばは現在5カ所ございまして、実績につきましては、女性にかかわっては相談件数5,687件、就職者数は590人となっております。マザーズにおきましては、子育てをしながら働く機会、女性のニーズを踏まえた仕事の開拓と紹介を行っておりまして、求人開拓件数288社、1,447件となっております。

若者・女性への就労支援事業につきましては、総合相談事業と連携しまして、仕事選びの啓発セミナーや出産等での離職後等に再就職を希望する女性に対しまして仕事と家庭の両立方法や、仕事のブランクによるスキル向上など、不安解消に向けた講座を開催しております。

また、③の大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチームにつきましては、資料8、すみません、資料が飛んで申し訳ないんですが、こちらの方に今の設置の状況につきまして記載した資料を入れておりますので、また後ほどご参照いただければというふうに思っています。

次、3の地域で活躍する女性の支援についてでございます。

主な内容としまして、女性チャレンジ応援拠点における事業展開としております。

活動における企画や実施におけるリーダー的な役割を果たすことができる女性を増やすため、意欲を持つ女性を発掘し育成支援していくということでございます。女性チャレンジ応援拠点をクレオ中央に開設しているところでございます。今年度はその周知に一層努めますとともに、拠点を本格的に展開してまいります。

資料の5をご覧ください。

事業内容につきましてはその裏面の方を書いてあるんですが、相談、情報提供、ワークショップ、交流会などを通じまして知識、ノウハウの習得や活動のレベルアップに繋げていく取組みをしております。

資料3の方に戻りまして、今年度の実施内容につきましては、資料記載のとおりでございます。ご覧いただければと思います。

今年度の目標としましては、利用者700人、利用者アンケートで活動に役立ったと答えた人7割以上をめざしてまいります。

次、4番目、保育サービスの充実についてでございます。

主な内容は、待機児童の解消を加速化させる取り組みとしております。昨年7月に設置しました大阪市待機児童解消特別チーム会議での議論を踏まえまして、方針の転換を含む新たな待機児童対策を打ち出しております。

実施内容につきましては資料の7の待機児童解消に向けた新たな対策についてをご参照いただければというふうに思います。

最後に、5番目の仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進でございます。

この項目につきましては、さらに3つの事項、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画促進に向けた啓発、次代を担う若者のライフデザイン支援に取り組めます。

まず、ワーク・ライフ・バランス推進についてですが、資料の4をご覧ください。大阪市では8月をワーク・ライフ・バランス推進月間として、大阪労働局、経済団体、労働団体、地域団体からなる女性の活躍促進を加速化するために設置しました大阪女性きらめき応援会議構成団体と共同して啓発を中心としたキャンペーンを実施してきたところでございます。

今年度は新たに推進月間の趣旨に賛同する企業を募集しましたところ、38社からの申し込みがあり、取組みをホームページで紹介したところでございます。

資料戻りまして、実施内容の中ほどでございますが、ワーク・ライフ・バランスの啓発素材といたしまして今年度イクボス10か条大阪市版を作成してきたところでございます。

次に、男性の家事・育児等への参画促進に向けた啓発についてですが、イクメン・カジダン・イクボスチェックシートを企業や市民に広く配布し、自らの状態に気づいてもらうような啓発に取り組んでおります。イクメンチェックシートは資料4の2枚目につけさせていただいております。

引き続きこうしたことに取り組みますとともに、父親として家事・子育てにかかわる意義についてまとめた啓発冊子を作成する予定としております。

最後に、次代を担う若者のライフデザイン支援についてですが、最後のページのほうでも説明しておりますとおり、20代の人の意識については女性は家庭を優先すべきと考える人が少なくないなど固定的

性別役割分担意識が存在しているという状況でございます。

29年度につきましては、10月以降に大学への出前講座などにより、働くことの意義でありますとか、働き方を学ぶ機会を提供してまいります。

説明は以上でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。29年度 of 取組みについてたくさんの資料をもとにご説明いただきました。どうぞ、ご質問ございましたら発言していただきたいと思います。

○ 伊藤委員

リーディングカンパニーのチャレンジですが、中小企業向けのということで、非常に有効だと思います。中小企業は女性活躍がなかなか進まないというような思い込みがありますけれども、実は推進しやすいと大企業におりまして逆に思っています。その中でこれを始められたことが非常に素晴らしいなと思いました。今少し認証があったということですが、早くたくさんの企業に知っていただいて、企業のリーダーが一步踏み出すという姿勢を見せることで随分と変わってくるんじゃないかなと期待をします。その広報の仕方を少しお聞かせいただければと思います。

○事務局（西中課長）

ありがとうございます。今年8月からということでご説明申し上げました。

まずホームページの方で8月から申し込み受け付けますということを4月の段階でホームページのほうで紹介させていただきながら、あと、説明会のほうを10月4日に開催いたしました。10月4日に開催するに当たりましては、リーディングカンパニーの認証事業の委託事業者を通じて広報しますとともに、金融機関の協力を得まして、金融機関、中小企業等々とのつながりもありますので、そういうチャネルを通じて企業説明会の募集を行ったところなんです、時期的なものなり期間の長さもあってなかなか集まる状況ではなかったもので、改めて今年度の中でより広く広報して、またさらなる説明会の機会を設けていくことも含めて検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○ 伊藤委員

ありがとうございます。ぜひ良い推進になればいいなと思っております。

○ 川口会長

ありがとうございます。統計を見ましても大企業より中小企業のほうが女性管理職は多いですから、こういう取組をされるとたくさん応募があるんじゃないかというふうに思います。

ほかにはございますか。

○ 友田委員

甲南女子大学の友田です。幾つか確認と質問になります。女性の就労支援というところですが、相談件数と就職者数というところで、就職にワンストップで切れ目のない女性たちが就労できるようにというプランで行っていますけれども、そのうち半数近くまでしか就労には至っていないということに関しまして、目標としては100%がプランになっているのかなと思いますけれども、やはりなぜうま

くいついていないのかなということと同時に、それをどのようにして本年度の残りの達成にしていけるのかというところです。

また、就労支援に関してのセミナーだとか相談とかとありますけれども、もともとの目標としては参加者のどのような人たちの、どのような数もですけれども、計画されて、この実施状況というのはよい結果になっているのかということなんですね。それが就労にすぐつながるようなセミナーなのか、もうちょっと広げたものの方がいいのかといった検証になるかなというふうに思います。

それから、待機児童の解消というところなんですけれども、きっとまだ解消されているわけではないと思いますけれども、現状として新たに確保しているところなんですけれども、どういう状況に今なっているのかということも毎年の結果というか計画に基づいて実施している状況をもう少しお示しいただけたらというふうに思います。

あと、男女の育児等の参画促進に向けた啓発で、イクメンチェックシートを配布しているということなんですけれども、どのように配布されて、そしてそれはどのように活用されて、かつそのことによってイクメンがどう増えたのかとか、またはそういう企業の意識改革になったんだろうかというところも実施の結果として報告をいただきたいと思います。

#### ○ 川口会長

女性の就労支援の問題と待機児童の問題とイクメンチェックシートの問題と、3点の質問です。

#### ○事務局（吉村理事）

私の方から女性の就労関係でございますが、お答えさせていただきます。相談件数と就職者数との関係で相談受けたものが100%全て就職に結びつかないかというご質問だったと思うのですが、これまでもいろんな相談事業ということでやっておりますが、相談だけで終わられる方もいらっしゃいますし、1人で何回も相談に来られる場合もございます。それと、就職、職業紹介ということで、そのときも紹介させていただいて、それが即就職に結びつかないケースもございます。

そういうことで、この間も相談件数が結果として、しごと情報ひろばで就職した件数となるということではなく、全部、そこで相談を受けたものを就職するまで面倒見ているということではなく、当然相談を受けるときには職業も紹介して、そこで就職先に面接に行かれるケースもありますけれども、そこで満足されないケースとかあって、その後はまた来られなければ、しごと情報ひろばの方での就職件数ということではカウントされないということになりますので、そういうことで100%になるという実情ではございません。

そういうことで、目標としましてもそういうことで28年度の目標の実績とか手元にないので、数字もちゃんと申し上げられませんが、相談件数の目標あるいは就職者数の目標は全てクリアしております。そういうことで少しでも機会を設けて丁寧に就職相談とかカウンセリングをして実際に職業紹介してほしいという方にはそういう就職先も紹介して就職に結びつくよう斡旋するというふうなことで取り組んでいるところでございます。

就労支援事業での実績、効果はどうなっているんだろうかということでございますが、特に今、セミナーということで事例を挙げていただいております、とりわけ女性の方に対してはターゲットとして一旦結婚出産に際して離職して、その後でまた働きたいという希望が起こって、再就職したいという人をターゲットにしております、そういった再就職希望の方にとってはやはり両立できるかどうかという不安感をお持ちで、あるいは仕事をやめている間のブランクでスキルが低下していないかとか、そう

いう不安感があるということで事前にいろんな再就職希望者の声も聞きまして、セミナーにつきまして、どのようにしたら仕事と子育て両立できるのかというノウハウをセミナーでご紹介するようなものですとか、ここにも書いてございますパソコン講座というのがございますが、パソコン講座につきましてはスキルアップの手段ということで開いております、最近の状況では、このパソコン講座が大変意外に人気が高く、パソコンも大分普及しておりますので、もうパソコン講座をしても余り来られないのかなと思ったのですが、40代ぐらい、若い人よりももうちょっと上の層の方々がパソコン講座で来られてキャンセル待ちというのか欠員を待つぐらいの人気でございます。

そういうことでセミナーにしろ、パソコン講座にしろ、受講者にアンケートをとっております、いずれも高い満足度ということでございます。またいろいろセミナー、講座、開催した後にはいろんな声も聞きまして、それに基づいて次の開催に生かしていると、そういうことで少しでも効果的な開催につなげていきたいと思っております。

また、合同企業説明会というものもやっておりますが、特に女性の方でやはり就職して働き続けられるような企業に就職していただきたらということで思っております、単にいろんな企業に声かけるよりも、先ほど説明させていただきましたリーディングカンパニー、女性の活躍を積極的に支援している企業に参加を働きかけまして、そういった企業と女性の方々のマッチングをやっているようなところでございます。

そういうことで合同企業説明会に来られております女性の方々にアンケートをとって会場のお声を聞きましても、いろんな企業の名前だけではなかなかわからないところもあって、企業の様子を聞きに行くのも不安感もあるのですが、やっぱり市のほうで認証を行っているというようなことで、ちゃんとした企業かなということで就職先の選択の一つのメルクマールとしてもそういう認証というのが活用されているのかなと思っております。そういうことで合同企業説明会におきましても、少しでも女性が働きやすい、そういう環境を整えている企業とのマッチングをして、女性の就職満足度を高めているところでございます。

#### ○ 川口会長

ちょっと時間が押していますので、待機児童の状況とイクメンチェックシート、どのように配布して活用しているか、簡潔にお願いします。

#### ○事務局（西中課長）

保育サービスの充実につきましては、こども青少年局事業ということになりまして、本日、こども青少年局の職員がいまないので、簡単に記載している状況なんです、今年度目標として新たに6,053人の保育ニーズに対する入所として設定するところ、9月末現在で約3,900人分を確保しているという状況と聞いております。あと、下のほうに書いていますように、例えば保育所ニーズの地域偏在等に対応するための保育送迎バス事業の実施ということにつきましては10月2日より事業者の公募を開始するなど、取組につきましては着手されているというふうに聞いております。申し訳ございません、ちょっと詳細なところまで踏み込んだものは今持ってきていませんので、あとは省略させていただきます。

あと、イクメンチェックシートについてなんですが、昨年度、5,000社に日ごろのアンケート調査の際に送らせていただきまして、各社7人分ということで3万5,000部、企業の方には送る形にさせていただいてまして、アンケートの形で回収をさせていただきまして、回収できたものについて

の結果、まとまっておりますので、回収結果を踏まえましてまたどういう啓発をさらに展開していったらいいのかということを今後検討したいというふうに思います。

○ 川口会長

ありがとうございました。

計画の取組み状況につきましてはこの後で時間をとって質疑応答したいと思いますので、またそのときにご質問、ご意見あったら出していただきたいと思います。

それから、続きまして、次第の2、計画の取組み状況の評価について、事務局のほうから（1）計画のPDCAについてご説明お願いいたします。

○ 事務局（中谷課長）

それでは、資料9、新計画の進捗管理PDCAの推進をご覧ください。

まず、プランということで、この計画の中の各事業について、その事業を所管する部署において毎年度事業計画を策定しています。その計画に基づいてDoということで、右側、各所管が事業を実施してまいります。その次のチェックですが、各所管におきまして、まず自己評価を行います。どのように自己評価を行うかについては左下に記載しております。大阪市、各局各所属ごとに策定しております運営方針に書かれている事業については、各所属の運営方針における重要を自己評価といたします。

また、関連する施策の計画、例えば子ども・子育て支援計画や健康局のすこやか計画に記載されている事業については、計画における自己評価を評価といたします。

運営方針や計画に位置づけられていないものにつきましては、各所属でそれぞれ自己評価をしていただくという形になります。その自己評価をもとに市民局で実施状況や各指標の達成状況、改善に向けた課題について取りまとめて本審議会において男女共同参画の視点から検証、評価を行っていただき、その検証、評価を外部評価として公表するとともに、各区・局にフィードバックをいたします。

ここで左のA、アクトに戻ってまいりまして、事業の改善または次年度の事業計画に反映していくというふうにPDCAサイクルを回していきたいと考えています。

本日は委員の皆様にご覧いただきまして、事業の実績と自己評価をもとに検証、評価をしていただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

質疑応答は（2）も説明していただいて、一緒にしたいと思いますので、（2）平成28年度の計画の取組み状況の評価について、ご説明ください。

○ 事務局（中谷課長）

それでは、まず資料10をご覧ください。

非常に細かい字の資料になっていて申しわけないんですが、この資料につきましては、資料の見方についてだけご説明しておきます。

この資料の10は平成28年度の取組み実績と自己評価を整理した一覧表です。

資料の見方ですが左端に記載しているのはこの資料における通し番号です。事業番号と計画の具体的

取り組み以下、計画のどの項目にこの事業が位置づけられているかということを記載しております。事業名の右に順番にPに当たる平成28年度取組み内容、Dに当たる平成28年度取組み実績、Cに当たる自己評価、Aに当たる課題及び改善策を記載しています。

自己評価の欄の見方なんですけど、資料の右上に凡例を記載しているんですけども、先ほどご説明しました局運営方針に基づく評価は①が達成見込み、②が達成できない見込みと二者択一の形になっております。局策定の計画における評価、その他の評価については①が達成見込み、②が概ね達成見込み、③が達成できない見込みというふうにしております。どのように自己評価をされているか、全体を集計したものを最後のページにおつけしております。

一番最後のページ、自己評価一覧というところですけども、基本的方向①から⑩のくりごとに局運営方針、局策定の計画、その他のそれぞれで自己評価の数を集計しております。さらにその右に全体の共通といたしましては達成見込み、概ね達成見込み、達成できない見込みの合計を記載しております。

下段に合計欄というものを設けておりますが、これは基本的方向①から⑩で記載している数字を単純に合計したものです。この事業の一覧では1つの事業が複数の項目に位置づけられているものがございますので、同じ事業を再掲している場合がありますので、再掲している数を引いた差し引き合計の欄の数が実際の事業数になります。

それから、資料10に関連して参考資料として大阪市の審議会等一覧、あとドメスティック・バイオレンス対策事業というものをおつけしておりますが、こちらについては本日はご説明いたしません、後ほどご覧いただければと思います。

この資料10をまとめたものが資料の11です。事業の実施状況については、この資料に沿ってご説明をいたしますので、資料11をご覧ください。

重点的取り組みの進捗状況については、後ほど資料13に沿って詳しくご説明することになっておりますので、重複する内容については、ここでは説明は省略いたします。

それでは、資料11の1ページ目、基本的方向1ですけども、（1）企業等における男性中心型の働き方の見直しと仕事と家庭の両立支援という項目については、全体通して計画どおり実施をいたしております。

（2）雇用の場における女性活躍に取り組む企業への支援については全体としておおむね計画どおり実施されております。

（3）女性の多様な働き方の実践については、計画どおり実施をしております。

（4）雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保については、母子健康手帳等による働く女性の情報提供については計画どおり実施していると。啓発事業については情報誌クレオやホームページ等を活用して広報を実施しております。イベント等を活用するなど効果的に広報を行う必要があると考えております。

（5）市役所における働きやすい職場づくりですが、特定事業主行動計画の推進ということで、具体的な取り組みといたしましては、イクボス宣言の実施ですとか時差勤務制度の導入を計画どおり行っております。今後は男性職員の育児参加を促すことを目的として設定した数値目標の達成に向けた取組が必要であると考えております。

次に、2ページですけども、（1）女性の地域活動への参画促進のための環境づくりですが、地域出前セミナーを実施しております、これらのことについて計画どおり行っております。地域出前セミナーについては全29回で延べ806人ご参加いただいているんですけども、うち女性が729人、女性が多数を占めるということで男性の参加を促す必要があるというふうに考えております。

(2) 地域で活躍する女性の育成・支援ですけれども、計画どおり実施をしております。コミュニティービジネス等の促進事業については団体向けの講座3回、市民向けの講座10回、それぞれ高い満足度となっております。

次、基本的方向3ですけれども、(1) 企業や地域活動における方針決定過程への女性への参画の促進、こちらは概ね計画どおり実施しております。

(2) 市政推進における女性の参画拡大ということで、審議会等への女性委員の積極的登用につきましては、平成29年4月1日現在で女性委員の占める割合が35.2%となっており、前年度より改善をしております。目標の数値は40%以上ということですので、今後も各所属において取り組むように庁内会議等を活用して呼びかけてまいります。

女性職員の管理職への登用については概ね計画どおりに実施されているというところです。

基本的方向の4ですけれども、(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりということで、女性に対する暴力をなくす運動の取組みとしては、ライトアップを実施しております。あと、相談窓口の認知度向上のための取組みとしては、広報紙を活用した啓発などを行っておりまして、全体的に概ね計画どおり実施できているところです。

(2) のDV被害者の自立支援ですが、配偶者暴力相談支援センターの運営や緊急一時保護の対応などを行っておりまして、全体としては相談件数が増加するとともに内容が複雑多様化しているというような状況がありまして、引き続き円滑に事業を遂行するための職員のスキルアップ、あるいは関係機関との連携強化を図ってまいります。

その次、基本的方向5ですけれども、(1) 女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進ということで、母子健康手帳の交付や母親教室の実施といった事業、概ね計画どおりを実施しております。

(2) 男女の健康を脅かす問題についての対策の推進については、生活習慣病の早期発見、早期治療に向けたがん検診等の個別受診の勧奨などを行っておりまして、勧奨については通知を24万6,338通送付しているというようなことで、概ね計画どおりに実施をしております。

基本的方向6ですけれども、生活上の困難を抱える女性等への自立支援ということで、ひとり親家庭あるいは子供の貧困対策、生活困窮者自立支援事業などを行っております。ここではひとり親の関係で支援により就業や自立につながった件数430件、概ね計画どおりに進んでいるところです。

子供の貧困対策については、実態調査を実施しておりますが、ひとり親家庭の経済的な困窮状況が明らかになっております。こうした分析結果を踏まえて現在重点的に取り組む事業の方向性や施策等を検討しているところです。

(2) が高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備ということで、概ね計画どおり実施しております。引き続き制度等の周知に努めてまいります。

基本的方向の7(1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備ということで、介護保険事業につきましては要介護、要支援認定者数が16万7,047人、ふえてきているというところでございますけれども、事業については概ね計画どおり実施をしております。介護保険法の改正に対応するために地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があるところです。

2番、相談体制の充実及び関連制度の理解促進ということで、クレオ大阪における相談事業や情報提供について計画どおり実施をしております。引き続き認知度の向上に取り組んでまいります。

基本的方向の8の(1) 男女平等、男女共同参画の理解促進というところでは、学校園における男女平等教育の推進や男女共同参画の普及啓発事業、またクレオにおける講座セミナーの実施など、計画ど

おりに実施をしております。

(2) 男女がともに地域活動に参画するための意識啓発といたしましては計画どおりに実施しております。大阪市市民活動総合支援事業、満足度100%というふうになっておりますが、今後、自立に向けたサポートを充実させるなどの取り組みが必要だと考えています。

(3) 男性の意識改革の促進ですけれども、男性への意識改革、意識啓発事業といたしまして、区民祭り等で啓発事業を実施しております。概ね計画どおりという状況です。

(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実ということでは、キャリア教育の推進、これは小中学校で取り組んでおります。計画どおりという形です。

(5) の男女共同参画の視点を踏まえた情報発信についても概ね計画どおり実施をしております。

基本的方向9、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進、地域出前セミナーということで合計30回、961名にご参加いただくなど計画どおり実施をしております。こちらにつきましては、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえ、避難所運営において女性の視点を取り入れるなど、地域防災活動における女性参加の意義、重要性について啓発を進めてまいります。

基本的方向10ですけれども、男女共同参画に係る国際的取り組みの情報発信として、情報誌クレオ等に記事を掲載するなど、男女共同参画に関する海外の情報について情報発信、啓発を行っております。

資料11については終わりです。次に、資料12をご覧ください。数字をまとめた一覧表です。

こちらについても資料の見方だけご説明をしておきます。

こちらは計画における成果指標、活動指標及び参考指標の現状値を一覧にしたものです。それぞれの指標項目について、計画策定時の欄に計画策定時点で把握していた直近の数値をお示ししています。その2つ右の欄、目標値が計画期間の最終年度である平成32年の目標値です。その2つの欄の間に現状値として直近の数値を記載しています。現時点で把握している直近の数値が計画策定時と同じである場合には、この欄にはバーを記入しています。

基本的方向1から10のそれぞれについて該当する指標項目を記載しておりますので、内容の説明は省略いたしますが、適宜ご参照ください。

## ○ 事務局（西中課長）

それでは、資料13、重点的取り組みの進捗状況について説明いたします。

先ほどご説明させていただきました29年度の主な取り組みをするための28年度の進捗状況です。

女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援についてなんですが、企業アンケートを初めとした取り組みを記載しております。進捗状況、課題といたしましては、女性活躍リーディングカンパニーの認証企業数は目標200件以上としており、達成ができておりませんでした。認証制度の認知度は高まっておりまして、前年度の100件より認証企業数はふえております。

今後とも女性活躍促進の意義、重要性や認証を受けるメリットを積極的にアピールしてまいりますとともに認証制度を拡充し、大企業と比べ取り組みが余り進んでいない中小企業をターゲットとした取り組みを進めていく必要があると考えております。

続きまして、女性の就業支援についてでございます。取組実績としまして、しごと情報ひろばにおける実績、就職に向けたセミナーや合同企業説明会の開催実績を記載しております。進捗状況、課題としましては、しごと情報ひろばを総合相談窓口として女性キャリアサポート事業との連携を図りまして、就業者数の目標を達成するなど、女性の就業支援については計画どおり実施できております。

今後とも、一人でも多くの女性を支援できるよう、ICTを活用するなど支援情報の対象者に効果的

に届ける手法を実施していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、地域で活躍する女性の支援についてでございます。取組実績としまして女性チャレンジ応援拠点の運営実績とクレオ大阪東におけます起業支援の実績を示させていただいております。進捗状況、課題としましては、チャレンジ応援拠点につきましては地域で活躍する女性の支援拠点となる他の自治体でも例のない女性チャレンジ応援拠点を開設することができました。今後、チャレンジ応援拠点の存在、有用性、成果につきまして効果的に情報発信を行いまして、より多くの人に拠点について知ってもらいまして、事業に参加してもらうことが必要であるというふうに考えております。

裏面にまいりまして、保育サービスの充実についてです。新たな整備の実績とさまざまなサービスの実績について記載させていただいております。進捗状況、課題といたしましては、保育所開設のための土地賃料が高額なため、公募が不調になる場合が多いことや保育士人材の確保も難しく、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保が進まない状況になってきております。このような中、土地活用のインセンティブとなる保育所整備の促進や新たな人材確保事業を実施するなど、従来の手法にとらわれない特別対策に取り組んでいくこととしているところです。

最後に、5番の仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進でございます。このような取組に記載する3つの事業についてそれぞれ実績を記載しております。進捗状況、課題といたしましては、ワーク・ライフ・バランス推進につきましては今後、推進月間の認知度をさらに高めますとともに、ワーク・ライフ・バランスの意義、重要性につきまして効果的に啓発を実施していくことが必要と考えております。

また、男性への意識啓発事業につきましては、概ね計画どおりに実施してきており、今後、イクメンチェックシートを活用して気づきを促すだけでなく、父親として家事、子育てに係る意識についての理解を深められるような取組をしていくことが必要というふうに考えております。

これから就職する若者に対する事業につきましては、計画どおり実施、啓発効果も一定高いものとは考えているんですが、参加者が少なかったこともありまして、今後、出前講座等の大学へのアウトリーチなり、多くの若者を啓発する手法を講じていくことが必要かと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

私たち審議委員が外部評価をする役割でございますので、適宜積極的にいろいろご質問、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

では、ちょっと出ないので私から1つ質問なんですが、資料12の基本方向1の活動指標の女性の起業に向けた相談件数というのが平成27年16件、28年19件、目標値が120件ということで、このままでは達成できそうにないんですが、何か対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

#### ○ 事務局（西中課長）

今、実績の部分で申しますと、クレオ大阪東で行っています起業支援の実績の部分に記載しております。今後、チャレンジ応援拠点等相談から発展していった起業支援みたいな形の部分が広がってまいりますと、ここの部分の数値が増えていくというふうに考えておりますので、今、チャレンジ応援拠点が1月に開設されたばかりですので、28年度の実績というところには至っていないというのが実情で、今後、そういったところの話から起業に向かうような実績になっていくんじゃないかというふうに思っ

ています。

○ 川口会長

ありがとうございました。

チャレンジ応援拠点で今増えているだろうという、そうですね、ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

○ 友田委員

先ほどの重点的取組みと重なるところもあるんですけども、女性の起業支援のところではセミナー等が本当にニーズに合って、その内容というのが的確なのかということを質問させていただいて、おおむね評価が高いということも、かなり講座が待機待ちという状況だということをお聞きしたんですけども、もう一つ、社会ニーズで見えていくと、待機児童のところでも保育士の不足がすごく著明に出ているということです。かつ女性の就業の中で、母子家庭になっている方々、自立して生きていくためにということで30代からの専門職を志向されていくというのが看護の世界でも30代から看護専門学校に行くだとかいう方が多く、やはりその専門職を目指すような就学就労支援というのを、そういう講座等があった、そこが今度は待機児童のところの保育士を輩出するということにつながっていくのではないかと、いうふうに思ったんですけども、ですので、就労支援というところか、そこだとか支援というのと、評価をしつつ、もう少し専門職等を目指すだとか、ニーズに合わせたような支援枠組みという、就労支援枠組みというのも評価として課題として上げていくことがよいのではないかなというふうに思いました。質問というよりは。

○ 川口会長

30代からでも専門職を目指すような支援が必要なのではないかとのご意見がございました。

○ 朴木委員

朴木でございます。私は大阪市の男女共同参画審議会については初参加でして、それから大阪市のこと、さまざまなことで、私は社会教育が専門なんですけれども、そういうレベルでは関係は存じ上げていることはそれなりにありますが、大阪市全体になりますと正直言ったところわかっていないというような状況です。そういう状況のもとでということをバックグラウンドに申し上げて、質問といいますか意見を申し上げたいと思います。といいますのは、PDCAを回すというのはとても大切なことであってこれがきちんとまわらないといけないと、これは当たり前の話かもしれません。それで、PDまでは今、実施されたわけですね。今チェックのところでは審議会でも外部評価をするという、そういうレベルに来ていますね。そうしますと、チェックをするという中身についてどう考えたらいいのかなというのが実はよくわからないというのが率直な感想です。つまり、計画を立てて計画どおりに実施しておりますと、もちろんそれはそのとおりのとおりおっしゃっているわけですから、それを疑うわけでもなんでもないんです。計画どおり実施しました、そうですかということです。

そうしますと、正直言いまして今日初めてこれを見せていただいて、計画どおり実施していますと言われたら、そうですかとしか、ちょっと厳しい言い方ですが、言いようがない。うそでしょうとは全く思っておりませんし、そうですかと言う以外に何があるかと言われると、自分が非常によく知っている領域については、あれはどうかこれはどうかというのが頭にありますが、そうじゃないところは、そう

ですかとしか言いようがないわけですね。というところまでが意見です。

それで、どのように考えたらいいのかということを質問いたします。つまり、大都市、大阪市ですので、1人の審議会委員が全部を理解して押さえるのはまず不可能なんですね。しかし、ほか外部評価の場所だというふうに規定されておりまして、先ほどのような状況です。そうすると、チェックするときに何をチェックしたらいいのかなというのが質問です。どういうふうに言えばいいのか、ちょっと言葉が難しいんですけども、決してこのやり方がいけないといった不平不満、文句を言っているわけではありません。ただ、何をチェックしたらいいのかなというのが正直わからないということを申し上げたいわけですね。ですから、こういうところをチェックしてほしいとか、あるいは意見が欲しいということをもし期待があれば、そういう期待を述べていただいた方が実はいいですということです。

それから、ちょっと先走って申し訳ないんですけども、資料14を見たら外部評価の紙を出せみたいなものがあるんですが、これはちょっとまだご説明がないことなので何のことかわからないんですけども、ひょっとしたら後からこの紙で意見を出せと言われるのかなと勝手に想像すると恐ろしいことになって、意見を出せと言われても私は出せないなと思っているところです。

繰り返しになりますが、決してここに書いてあることが間違いだと疑っているとかいうふうに思っているわけではありません。それから、行政担当の方がチェックなさったことに、そこに疑いがあるとかいうことではありません。そうではないんですが、チェックしてほしいと言われるその趣旨をもうちょっとこういうふうにしてほしいということがあれば、説明していただきたいということです。

#### ○ 川口会長

ありがとうございます。

資料14につきましては、これはまた後で説明されるんですかね。これ、強制ではなくて後でご意見のある方は出してくださいということだと思います。

#### ○ 事務局（中谷課長）

ご質問ありましたので、資料14について説明をさせていただきます。

本日、限られた中でのご審議ということになりますので、ご発言いただいたほかにお気づきの点とか、時間がなくてご意見おっしゃれなかったというようなことがあった場合には、本日お配りしております資料の中で、資料14としてご意見をお書きいただく様式をおつけしておりまして、10月30日までにメールでご送付いただきたいということをお願いをする予定であります。

それと、資料作成、調整が非常に遅れまして、本来であれば事前に委員の皆様にお届けしないといけないところ、当日配付の資料が多数になりましたこと、非常にご迷惑をおかけしていると思います。改めて事務局としてお詫びさせていただきます。申し訳ございませんでした。

#### ○事務局（吉村理事）

先ほどのどういった点をチェックということでございますが、私、冒頭で申しましたように、考えておりますのは、それぞれのお立場、関心のあるところで結構ですので、そういったところを中心に、全体もそれは見ていただいてお気づきのところをご指摘いただければと思いますが、とりわけこの審議会におきましては、各分野で、あるいは市民目線というふうなことを含めて、関わりのあるところをお持ちだと思いますので、とりわけご造詣の深いところを中心に見ていただいて、お気づきの点をご指摘いただけたらと思います。それと、とりわけどんなところを見ていただきたいのかということですが、そ

れれどこを見てほしいということではないのですが、とりわけ実績はこういうことになっているということでお含みおきいただいて、進捗状況、課題、とりわけ課題で今後こういうことをやっていかないといけないということで書いておるわけですが、そういう今後の方向性についてもっと、こういった点を課題として進めた方がいいんじゃないとか、そういうことで実績も見ていただいた上で今後の方向性についてご示唆いただければ私どもとしては私どもとして考えている課題ということで書いておりますけれども、外部の視点でそれであればこういったことも含めて検討したら効果的だというようなことを、もしお気づきの点をご示唆いただきましたら、それらを踏まえてまた各部署の方にフィードバックしていきたいということでございます。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございます。

多様な委員のいらっしゃる会議ですので、ご自身の関心のあるところで、できれば今後の計画の実施についてご示唆をいただければということでございます。

○ 朴木委員

ありがとうございました。

少しははっきりいたしましたので、安心して意見を申し上げることができます。

私は女性の雇用、働き方のところのことなんですけれども、行政の方が行政施策としていろんなことをするときに、どうしても啓発とかそういうことに偏るといいますか、そちらが中心になるのは、それはそうだと思うんですが、直接ハローワークの仕事をするわけにはいかないとか、出向いて何か指導するわけではないということですので、啓発、相談にかけるといえるのはそれはそうだと思います。

それで、その上でなんですけれども、啓発、相談の中で何が問題だったかということをしつづまびらかに分析する必要があるのではないかというふうに思っております。もちろん、内部では多分そういうことをやっておられると思うんですけれども、チェックをするというときにそれがないと正直わからない。先ほどちょっとご意見がありましたが、相談して50%ぐらいの人が就職に結びついた、数値は多分そんなものだと思うんですね。100%というのはなかなか大変なことです、50、もうちょっと60までいっていただかないというふうな、多分数値的にいうとそういうことだと思うんです。

知りたいのは、その結果もなんですけれども、相談に来たその方たちの相談の内容とか課題とか、あるいは行政では及ばないような何か問題があるのかないのかというふうな、そこを明らかにしていただきたいと思います。それでちょっと念頭にありますのは、横浜女性フォーラムがこの一、二年というか三、四年、随分注目を集めておられるんですけれども、そこは就職する以前の問題を抱えた若い女性たちがたくさんいると、就職に至るまでの若年、男性も対象だったんですけれども、結局女性フォーラムですから女性対象になったんですが、若年女性の問題をどうするか、このところがうまく具合にされていないと、結局本人はもちろん、社会的にも安定を欠くような状況になっていくというので、それで注目されているんですね。

そんなことが念頭にあるものですから、数値目標を立てたら数値ばかり注目しますので、それはそれで大切なことなんですけれども、そこに至るまでに何があったということを明らかにしていただきたいと思います。

○ 川口会長

ありがとうございます。数値以外で何か特徴的な問題として、問題が明らかになるような事実があればそういうことも紹介していただきたいという、そういうご意見でございました。

時間が大分押してきましたので、できましたら1人か2人、ご発言願えればと思うんですが。

ございませんか。よろしいですか。

それでは、残り時間少なくなってきましたので、審議会委員の評価の取りまとめについて事務局の方からご説明をお願いします。

○ 事務局（中谷課長）

本日は貴重なご意見をいただきありがとうございます。先ほど、様式14についてはご説明させていただいたところですが、後でお気づきの点、本日意見を言えなかったというようなことがありましたら、この用紙にご記入いただいて、一応、どの項目に該当するかお書きいただくような形にはなっておりますが、特にどの分野に限らずということでしたら、そこは全体でご記入いただいて結構ですので、またメールでご送付いただくか、また郵送ご希望の方おられましたら後ほど事務局にお申し出ください。今後の手続といたしましては、事務局で委員の皆様のご意見を集約させていただき、外部評価の案を取りまとめまして、また各委員にメールでお示しをして、内容のご確認をお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

資料14はご意見、あるいはご質問、今日十分ご発言できなかった方はこの様式でご意見を送っていただきたいということでございます。10月30日までということですので、よろしくお願いします。それでは、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。

○ 事務局（松村課長代理）

川口会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に簡単に事務連絡がございます。

本日の審議会のご案内の際に同封させていただいております口座振替申込書につきまして、まだ事務局へお渡しいただいていない委員におかれましては、事務局へお渡しいただきますようよろしくお願いいたします。

また、マイナンバーの確認がまだの委員におかれましては、この後ご確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、終了いたします。